

転居

に関連するおもな手続き

| | 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください | 手続き | 必要なもの/ご案内 | 該当 | 受付窓口 | 地域振興局 |
|---------------------------------------|---|---|--|---------------|----------------------------|--|
| 住所 戸籍 | またはマイナンバーカード、住民基本台帳カードの いずれかをお持ちの方 | カードの住所変更 | (お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード | | 5 戸籍住民課 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | 申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方 | カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要です | ※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください | | | |
| | 印鑑登録をしている方 | 住所は自動的に変更されます | | | | |
| 保険 年金 | 国民健康保険に加入している方 | 新しい国民健康保険証の交付 | 旧住所の国民健康保険証 | | 7-1 国民健康保険係 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | →70歳から74歳までの方 | 新しい保険証兼高齢受給者証交付 | 旧住所の保険証兼高齢受給者証 | | | |
| | →各種認定証をお持ちの方 | 認定証の住所変更 | ・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担 額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証 等 | | | |
| | →各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が新たに必要の方 | ・限度額適用・特定疾病療養受療証 ・標準負担額減額認定証等の相談・申請 | | | | |
| 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 | 新しい後期高齢者医療被保険者証 各種認定証の送付先確認(後日郵送) | 旧住所の後期高齢者医療 被保険者証 | | 7-3 高齢者保険係 | <input type="checkbox"/> 振 | |
| | →各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が新たに必要の方 | ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証等の相談・申請 | 受付窓口でご相談ください | | | |
| 高 齢 | 介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方) | 介護保険証などの住所変更 | 介護保険証、負担割合証 負担限度額認定証 | | 2 介護保険課 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | 障害者手帳をお持ちの方 自立支援医療受給者証をお持ちの方 | 手帳の住所変更 受給者証の住所変更 | 障害者手帳(身体・療育・精神) 受給者証 | | 8 障がい福祉課 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | | 特別児童扶養手当を受給している方 | 住所変更 | 特別児童扶養手当受給者証 | | |
| | 障害福祉サービス受給者証、障害児通所受 給者証をお持ちの方 | 住所変更 | 受給者証 | | | |
| | 障がい者医療費受給資格をお持ちの方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要 になる場合があります | 受給者証の住所変更 | 障がい者医療費受給者証 (交付されている方) | | 9-2 福祉医療係 | <input type="checkbox"/> 振 |
| こども | 児童手当を受給している方 (0歳~中学生) | 手続きは必要ありません | 公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください | | 10-1 こども支援課 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | 児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方 | 別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要 | | | | |
| | ひとり親家庭等に該当している方 | 児童扶養手当の住所変更 | 受付窓口でご相談ください | | 9-2 福祉医療係 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | | 一人親家庭等医療費 受給者証の住所変更 | 一人親家庭等医療費受給者証 | | | |
| | こども医療費受給者証をお持ちの方 | こども医療費受給者証の 住所変更 | こども医療費受給者証 | | | |
| | 保育園・幼稚園等に入園しているお子さんが いる方 転園の希望がある方 | 世帯状況変更 転園の相談 | 受付窓口でご相談ください | | 11 こども未来課 | <input type="checkbox"/> 振 |
| | 小・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方、校区外通学している方 | 転校手続き又は指定校変更申請 | 受付窓口で詳しく ご案内します | | 第2分館 学校教育課 | (嬉野・三雲) 北部教育事務所 (飯南・飯高) 西部教育事務所 |

料金

上下水道を使用する方、または使用をやめる方

開栓申込み、または閉栓届

お電話で手続きできます

上下水道お客様センター
0598-51-2660
0120-323-204
(市内固定電話のみ)

その他

市営住宅から退去または返還する方
市営住宅に同居する方

市営住宅の退去手続き
市営住宅の同居手続き

受付窓口やお電話でご相談ください

2階 住宅課

農業集落排水処理施設の使用者が変わる
または使用しなくなる方

排水設備使用者変更届
排水設備使用届

第3分館
上下水道総務課総務係

振
(三雲のみ)

松阪市が管理する浄化槽の使用者が変わる
または使用しなくなる方

使用者変更届
開始届、休止届

使用料の口座振替を開始・変更
する場合：通帳と通帳届出印

西部水道浄化槽事務所
(飯高) 46-7123

ごみの出し方のご案内

ごみ・分別ガイドブック、
ごみ収集カレンダー、ごみ集積所の
確認

「ごみ・分別ガイドブック」「ごみ
収集カレンダー」にしたがって集
積所等へ出して下さい。
集積所に出される場合は、管理・運
営されている該当地域の自治会又
はアパートの管理会社に確認して
ください

収集 53-4470
持込 36-0975
クリーンセンター
(桂瀬町 751 番地)
嬉野 48-3811
三雲 56-7909
飯南・飯高 32-2512



開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)

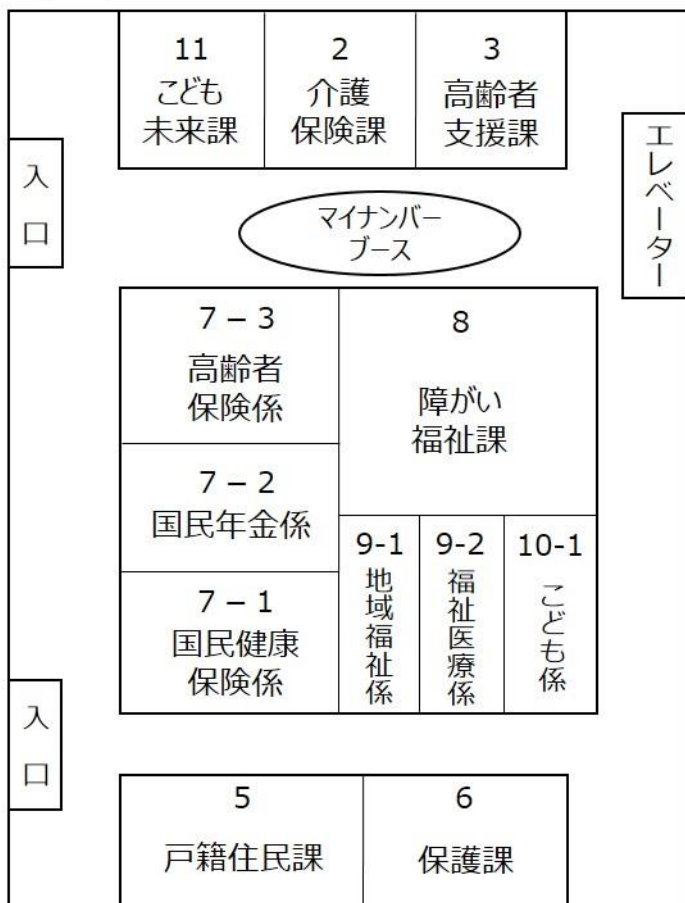
嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局でも手続きができます。
一部の手続きでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

松阪市ホームページ <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

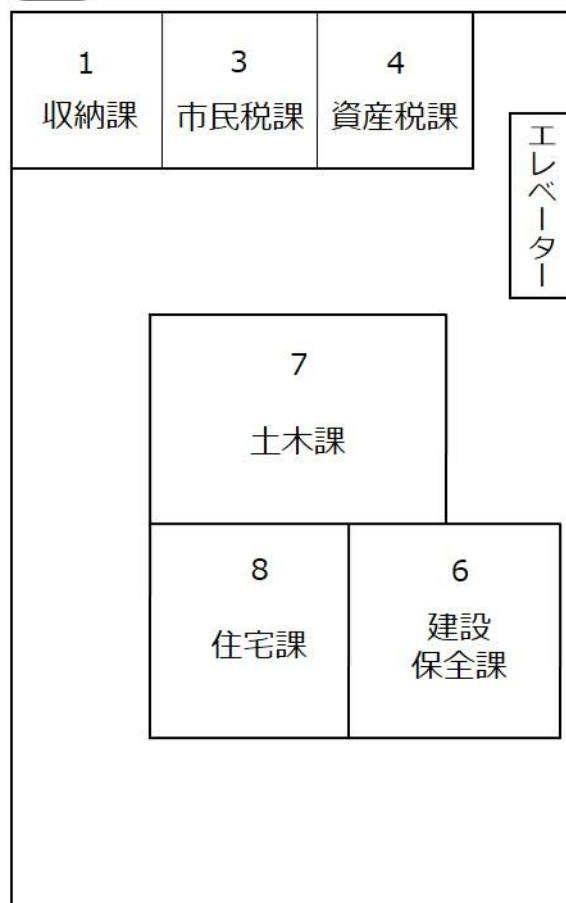
手続きチェックシート 転居

本庁主な窓口 (1階・2階)

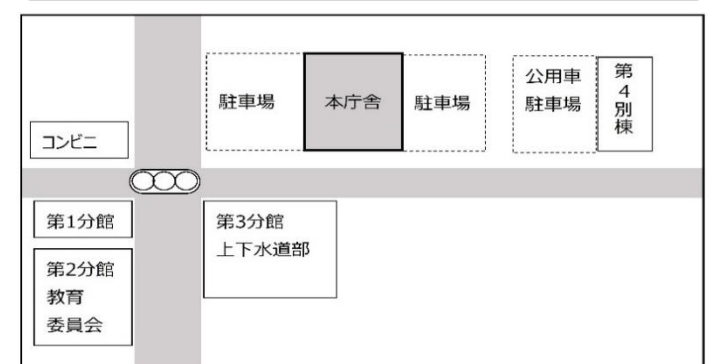
1階



2階



庁舎周辺図



- ・戸籍住民課 0598-53-4052
- ・国民健康保険係 0598-53-4041
- ・高齢者保険係 0598-53-4068
- ・介護保険係 0598-53-4091

- ・障がい福祉課 0598-53-4059
- ・福祉医療係 0598-53-4046
- ・子ども支援課 0598-53-4081
- ・子ども未来課 0598-53-4083
- ・学校教育課 0598-53-4388

- ・住宅課 0598-53-4163
- ・上下水道総務課総務係 0598-53-4371